

鹿島市心身障害児通園施設「すこやか教室」虐待防止委員会設置要領

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会（以下「委員会」という。）は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適宜、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は、以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、管理者とする。
- 2) 委員には、虐待防止担当者（児童発達支援管理責任者）を加える。
- 3) 委員には、利用者（保護者）の代表者を加える。
- 4) 委員には、上記の他、第三者委員を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年1回以上開催しなければならない。
- 2) 委員会の開催の必要があるときは、適宜委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は、次のとおり実施する。

- 1) 服務規律を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を適宜追加する。
- 3) 「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要時に実施する。
- 4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止担当者に報告する。
- 5) 虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- 6) その他、法令及び制度の変更のある場合必要に応じて委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は、次のとおりとする。

- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指すものとする。

- 2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 4) 委員会は、利用者への虐待の疑いのある事案や利用者の家庭における支援等に問題がある事を把握した場合は、要保護者等対策地域協議会と連携し、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。